

お子さんのケータイには フィルタリングを利用しましょう!

ケータイを利用した犯罪やトラブルに巻き込まれる子どもが増えています。「うちの子は大丈夫」「うちの子に限って」と思っている間、いつの間にか、わが子が被害者に、そして加害者にさえなってしまうこともあるのです。

<p>プロフィールサイト</p>  <p>顔写真 学校名 住所</p> <p>個人情報の流出</p> <p>悪用される</p>	<p>学校裏サイト</p>  <p>悪口 うそ</p> <p>いじめの温床</p>	<p>ネットいじめ</p>  <p>いやがらせ きょうはく 脅迫 ひぼう ちゅうしやう 誹謗・中傷</p> <p>個人攻撃</p>
--	--	--

- 1 子どもにケータイは本当に必要ですか?**

子どもにせがまれて安易にケータイを買い与えていませんか? インターネット機能は本当に必要ですか? 安心のために持たせたケータイで思わぬトラブルに巻き込まれてしまうこともあります!
- 2 持たせる前にまずルール!**

ケータイを使うには、公共のマナーを知ることはもちろん、家庭でのルールづくりが必要です。子どもとよく話し合っ**て「わが家のルール」**を決めましょう。そして、子どものケータイの利用状況に気を配りましょう。

ルール例：●知らない人とメールのやりとりをしない。 ●人を傷つけるメールや書き込みをしない。
●夜10時以降はケータイを使わない。 ●自分や友達の写真・個人情報を載せない。
- 3 ケータイを持たせるなら、必ずフィルタリングを利用しましょう!**

インターネット上の有害情報から子どもを守るために、**必ずフィルタリング**を利用しましょう。
※フィルタリングとは、インターネット上の有害情報をブロックしてくれるサービスで、携帯電話及びPHS各社から無料で提供されています。

●フィルタリングの利用は、県条例で保護者の努力義務となっています。

インターネットに関する条文 (21条の3)

・保護者は、フィルタリングソフトなどを使って、青少年に有害情報を閲覧・視聴させないように努めなければなりません。

※有害情報：著しく性的感情を刺激し、また粗暴性、残虐性を助長し、犯罪や自殺を誘発したり、青少年の心身の健康を害する情報など

平成20年6月、有害サイト規正法が成立しました。携帯電話会社はあらかじめフィルタリングを導入した携帯電話を販売することになります。(公布から1年以内に施行)

【問合せ】 教育委員会事務局 学校教育グループ ☎ 029-288-7010